

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～八十六（略）</p> <p>八十七（略）</p> <p>八十八 一―「（二・二―ジフルオロベンゾ「d」―「一・三」ジオキソール―五―イル）メチル」ピペラジン及びその塩類</p> <p>八十九（略）</p> <p>九十～百二十四（略）</p> <p>百二十五（略）</p> <p>百二十六 二―（ピロリジン――イル）――（五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン――イル）ペンタ―ン―オン及びその塩類</p> <p>百二十七（略）</p> <p>百二十八～二百二（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～八十六（略）</p> <p>八十七 二―（ジフェニルメチル）ピロリジン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>八十八 N・N―ジプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>八十九～百二十三（略）</p> <p>百二十四 二―（ピロリジン――イル）――（チオフエ―ン――イル）ペンタン――オン及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>百二十五 二―フェニル―二―（ピペリジン――イル）酢酸イソプロピルエステル及びその塩類</p> <p>百二十六～二百（略）</p>

二百三 (略)

二百四 四―「一―(三―メトキシフェニル)シクロヘキシル」モルフォリン及びその塩類

二百五 (略)

二百六―二百二十七 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一―四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	(略)
(略)	(略)	一―「(二・二―ジフルオロベンゾ」[d]」[一・三]ジオキソール―五―イル)メチル」ペペラジン、その塩類及びこれらを含む物	(略)

二百一 一―「一―(四―メトキシフェニル)シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類

(新設)

二百二 一―(四―メトキシフェニル)ペペラジン及びその塩類

二百三―二百二十四 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一―四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	(略)
(略)	(略)	二―(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物	(略)
(略)	(略)	二―(二・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物	(略)